平成２４年（フ）第４８０号
岐阜市下西郷２丁目151番地１
債務者　武井克紀男
１　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　浅井　直美
４　破産債権の届出期間　平成25年２月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年４月30日午前10時
６　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第６２６号
兵庫県加古川市加古川町木村136番地の15
債務者　中川　修郎
１　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉原美由希
４　破産債権の届出期間　平成25年２月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月16日午前10時15分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２８８０号
札幌市西区山の手４条１丁目２番11―202号
債務者　尾内　智久
１　決定年月日時　平成25年１月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　荻野　一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月21日午後２時
５　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２４号
新潟県上越市大潟区渋柿浜1853番地２　ぽいんとはうす202号、前住所新潟県上越市大字上真砂219番地　ケアハウスみのりの家103号
債務者　山田　　猛
１　決定年月日時　平成25年１月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　朝妻　太郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月18日午後２時
５　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第２５号
和歌山県新宮市三輪崎２丁目19番18号
債務者　蛭子　三枝
１　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岩永　勝二
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月18日午後１時50分
５　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２４年（フ）第２０号
長崎県壱岐市石田町南触43番地
債務者　長嶋　末子
１　決定年月日時　平成25年１月16日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大橋　征平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月14日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２４年（フ）第３９７号
仙台市青葉区国分町３丁目10番30号　永瀬ビル302
債務者　根元　文江
１　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三瓶　　淳
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月23日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１０２号
三重県名張市瀬古口616番地３　グリーンパレス瀬古口203号、前住所北海道札幌市手稲区手稲本町２条２丁目４番８―505号
債務者　森田　聖子
１　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大塚　耕二
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月10日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第４７９号
京都市中京区西ノ京中御門東町70番地
債務者　矢木　貴之
１　決定年月日時　平成25年１月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中原　淳一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月17日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４８０号
京都市中京区西ノ京中御門東町70番地
債務者　矢木　優美
１　決定年月日時　平成25年１月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中原　淳一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月17日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３１２号
広島市安佐北区落合４丁目15番16―103号、申立時の住所広島市安佐南区川内６丁目23番23―404号
債務者　堀内　岩夫
１　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　砂本　啓介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月12日午後３時
５　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９６８号
広島市安佐北区落合南３丁目６番32号
債務者　笠井　大介
１　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　尾山慎太郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月16日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９４号
大分県中津市大字高瀬938番地１
債務者　桝田　玉幸
１　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中山　知康
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月18日午後２時
５　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２４年（フ）第６６６号
静岡市駿河区新川２丁目２番９号、旧住所静岡市駿河区馬渕３丁目14番31号
債務者　長谷川喜幸
１　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石川　雅大
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月22日午前11時
５　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１１９号
名古屋市天白区山根町268番地　山根台第２住宅Ｄ棟32号
債務者　北田　雅和
１　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山谷　彰宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月９日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５８０号
名古屋市港区七反野２丁目1107番地　テンプルサイドＢＡＮ102号
債務者　井上　準二
１　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　加藤　大喜
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月10日午後２時10分
５　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部